

ISHIKAWA トラックのひろば

TOP NEWS

トラック運転者の
時間外労働上限規制と改善基準告示

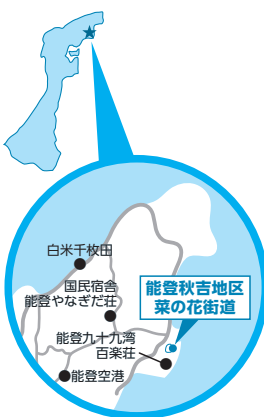
5

vol.274

いしかわ花回廊 | 能登町秋吉地区・菜の花街道



今月のSPOT 能登町秋吉地区・菜の花街道



「菜の花街道」は地元の方以外にも県外からの観光客が集まる人気スポットとなっています。「菜の花街道」は地元の秋吉遊休農地対策部会が耕作放棄地を活用しようと2012年から始まった活動です。

約4.0ヘクタールの広さがあり、子供から大人まで楽しめるスポットとなりました。

ぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

5

MAY
274号

ホームページ



1 TOPNEWS

トラック運転者の時間外労働上限規制と改善基準告示

7 ご案内

第48回地方近代化基金融資

石ト協 第49回定時総会

プラン2025目標達成 **座学** セミナー

第44回トラックドライバーコンテスト石川県大会

「ゴミは持ち帰ろう！」ステッカーの配布について

令和5年度運行管理者等講習日程

事業報告書・事業実績報告書の提出

第24回SDラリーコンテスト

睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー

～オンラインでの3ステップ解説～

13 4月のおもな NEWS

14 適正化 NEWS

車内ゴミのポイ捨て防止徹底のための4つのお願い

2023年度安全性優良事業所認定制度

～本年度からWeb申請が始まります～

令和4年度巡回指導結果

初任運転者の教育をパソコン・スマホで

令和4年度苦情処理に関する取り組み

無免許運転に注意!!

21 業界 NEWS

労働安全衛生規則の一部改正

（テールゲートリフター特別教育の義務化、昇降設備の設置等）

22 情報コーナー

新規会員のご紹介

5月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

25 事例研究

令和6年4月から適用



トラック運転者の 時間外労働上限規制と改善基準告示

1 年960時間の時間外労働上限規制

平成31年4月1日に施行された改正労働基準法が猶予期間を経て、令和6年4月1日から自動車運転の業務に従事する労働者にも時間外労働の上限規制が適用されます。

- ◆原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。
- ◆臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項付き36協定を締結する場合）、時間外労働の上限は年960時間となります。
- ◆時間外・休日労働について、「月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」の規制は適用されません。
- ◆「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回まで」の規制は適用されません。

2 トラック運転者の改善基準告示

令和4年12月に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が、令和6年4月から適用されます。

改正の主なポイント

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300時間 以内 1か月 284時間 以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間 以内（上限 15時間 、14時間超は週2回までが目安） 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、 16時間 まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 11時間 以上与えるよう努めることを基本とし、 9時間 を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続 8時間 以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続 12時間 以上の休息期間を与える
連続運転時間	4時間 以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA、PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、 4時間30分 まで延長可

3 改善基準告示の内容

1 1年、1か月の拘束時間

原則

- 1年 **3,300時間**以内 **新設**
- 1か月 **284時間**以内 **改正**

例外

- 労使協定を締結することで、年間の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲で、年**6か月**までは、1か月の拘束時間を**310時間**まで延長することができます。 **改正**
- なお、1か月の拘束時間が284時間を超える月が**3か月を超えて連続してはいけません**。また、1か月の時間外・休日労働時間数が**100時間未満**となるよう努めてください。 **新設**

2 1日の拘束時間

原則

- **13時間**以内 **変更なし**
- 上限 **15時間**まで **改正**
- なお、14時間を超える回数は、**1週間で2回まで**が目安となっています。

例外

- 宿泊を伴う**長距離貨物運送**(※)の場合、**16時間**まで延長とすることができます。(週2回まで) **新設**

(※) 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(営業所を出てから営業所へ戻るまでの走行距離が**450km以上**)で、営業所を出てから営業所へ戻るまでにおける休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

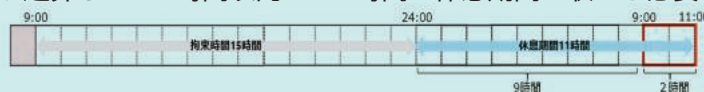


1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。



休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はありません。

例えば、9時始業の場合、拘束時間の上限は15時間(宿泊を伴う長距離貨物運送の場合を除く。)なので、24時までに終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし9時間を下回らない」時間であればよく、9時間を超えて休息期間を与えたことによって、1日の始業時刻から起算して24時間以内に11時間の休息期間を収める必要はありません。



一方、拘束時間の計算に当たっては、1日の始業時刻から起算して24時間以内に、1日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。

また、休息期間の計算に当たっては、終業後に1日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。

3 1日の休息期間

原則 ● 休息期間は、勤務終了後、継続 **11時間以上**となるよう努めることを基本とし、継続 **9時間**を下回ることはできません。 **改正**

例外 ● 宿泊を伴う**長距離貨物運送**（※）の場合、継続 **8時間以上**とすることができます。（週2回まで） **新設**

● 例外による場合は、一の運行終了後、継続 **12時間以上**の休息期間を与えなければなりません。 **新設**

（※）1週間における運行がすべて長距離貨物運送（営業所を出てから営業所へ戻るまでの走行距離が **450km以上**）で、営業所を出てから営業所へ戻るまでにおける休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

4 運転時間

- 2日平均1日9時間以内 **変更なし**
- 2週平均1週間44時間以内

5 連続運転時間

- 原則**
- 連続運転時間は、**4時間**以内 **変更なし**
 - 運転の中断時には、**原則休憩**を与える必要があります。また1回**おおむね連続10分以上**で、**合計が30分以上**の中断が必要です。 **改正**
 - 10分未満の運転の中断は、3回以上連続することはできません。

例外 ● SA・PA、道の駅に駐停車できないことで、やむを得ず4時間を超える場合は、**4時間30分**まで延長することができます。 **新設**



- ・「おおむね連続10分以上」とは？
運転の中断は原則10分以上とする趣旨であり、例えば10分未満の運転の中断が3回以上連続する等の場合は、「おおむね連続10分以上」に該当しません。
- ・「サービスエリア又はパーキングエリア等」には、コンビニエンスストア、ガステーション及び道の駅も含まれます。



「運転の中断」は、「原則として休憩」とありますが、①休憩以外の中断（荷積み・荷卸し、荷待ち等）は認められないのでしょうか。

A

「運転の中断」については、トラック運転者が運転の中断時に荷積み・荷卸し等の作業に従事することにより、十分な休憩が確保されない実態があるといったことを踏まえ、新告示において、運転の中断時には「原則として休憩」を与えるものとなりました。

したがって、運転の中断時に休憩を与えることができない実態にある場合には、運行計画を見直すこと等により、適切に休憩を与えるようにすることが使用者には要請されます。他方、業務の実態等を踏まえ、短期的には見直しが難しい等の特段の事情がある場合には、運転の中断時に必ず休憩を与えなければならないものではなく、例えば、荷積み・荷卸しや荷待ちを行ったとしても、改善基準告示違反となるものではありません。

Q

宅配等小口集配業務に従事する自動車運転者については、連続運転時間の規制を受けないのでしょうか。

A

宅配等小口集配業務は、断続的に運転を中断して荷積み・荷卸しを繰り返すため、一の連続運転時間（4時間）当たり、30分の「運転の中断」が与えられることが一般的と考えられますが、このような勤務実態になく、連続して運転を行う場合には、一の連続運転時間（4時間）当たり30分の「運転の中断」を与える必要があります。

また、新告示においては、運転の中断時に「原則として休憩」を与えることとされています。この取扱いについては、特に近・中距離の自動車運転者について運転の中断時の休憩が確保されない実態があることを踏まえたものであり、また、改善基準告示上も、特定の自動車運転者について連続運転時間の規制を適用除外する規定は設けられていないことから、宅配等小口集配業務に従事する自動車運転者についても連続運転時間の規制は適用されます。

6 特例

分割休息特例 継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合

- ▶ 分割休息は、1回当たり継続**3時間**以上 **改正**
- ▶ 休息期間の合計は、2分割:合計**10時間**以上、3分割:**12時間**以上 **改正**
- ▶ 休息期間が3分割の日が連続しないよう努めなければなりません。
- ▶ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数数の2分の1が限度となります。 **変更なし**

2人乗務特例 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合

- ▶ 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、最大拘束時間を20時間まで延長し、休息期間は4時間まで短縮できます。 **変更なし**
 - ▶ 設備(車両内ベッド)(※)の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長できます。 **新設**
 - ・拘束時間を24時間まで延長できます。(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要)
 - ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長できます。
- (※) 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合 変更なし

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、21 時間を超えてはなりません。また勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければなりません。
- ▶ 仮眠施設で、夜間 4 時間以上の仮眠を与える場合、2 暦日の拘束時間を 24 時間まで延長できます。(2 週間に 3 回まで)
- ▶ 2 週間の拘束時間は 126 時間 (21 時間×6 勤務) を超えることができません。

フェリー特例 変更なし

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間となります。
- ▶ 減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはなりません。
- ▶ フェリー乗船時間が 8 時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始となります。

7 予期しえない事象 新 設

- 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1 日の拘束時間(※)、運転時間(2 日平均)(※)、連続運転時間の規制の適用に当たっては、**その対応に要した時間を除くことができます。**

(※) 1 年や 1 か月の拘束時間、2 週平均の運転時間からは除くことはできません。

具体的な
事由

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

- 勤務終了後は、通常どおりの休息期間(※)を与えなければなりません。

(※) 休息期間は、勤務終了後、継続 1 1 時間以上与えるよう努めることを基本に、継続 9 時間を下回することは認められません。

Q

予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。

A

「予期し得ない事象への対応時間」については、「運転日報上の記録」に加え、「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」によって、当該事象が発生した日時等を客観的に確認することが必要です。

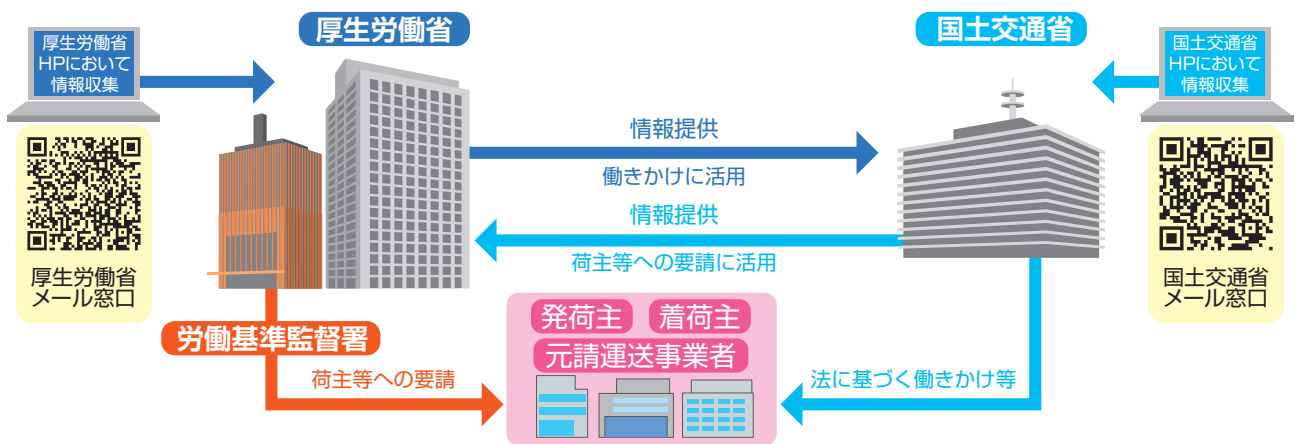
客観的な記録とは、例えば次のような資料が考えられます。

- ① 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
- ② フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し
- ③ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し(渋滞の日時・原因を特定できるもの)
- ④ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

4 労働基準監督署による荷主等への要請

- 改善基準告示違反になるような長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から荷主等に対して「要請」を行います。
- また、厚生労働省から国土交通省に情報提供を行い、国土交通省から荷主等に対して法に基づく「働きかけ」等を行います。
- 発荷主に加えて、着荷主や元請運送事業者についても「要請」「働きかけ」等の対象になります。

- 荷主等企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 厚生労働省ホームページの「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」において、荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集 → 国土交通省にも情報提供



5 特別相談センター

トラック運送
事業者の皆さま



発着荷主
の皆さま

トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター

2022年8月1日から、相談受付開始!

ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたらいいの?

荷主が取り組む
べきことは?

例えばこんなとき、
こんな困りごとなど、
ご相談ください!!

ドライバーの運転時間に
限度があったの?

荷待ち時間の削減を
どう、進めればいいの?

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3



相談
無料

厚生労働省 厚生労働省委託事業
Ministry of Health, Labour and Welfare

※「改善基準告示（令和6年4月1日適用）に関するQ&A」は
当協会ホームページ（<https://www.ishitokyo.or.jp>）からダウンロードできます。
HOME > 最新情報

ご案内

第48回地方近代化基金融資

- 補助対象事業者
石川県内本社の貨物自動車運送事業者（石ト協会員）又はその構成する団体。
※会費の延滞のない事業者
- 融資内容

融資総枠	6億円		
融資対象	①一般融資 物流施設・福利厚生施設等及び車両等に要する資金 ②低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資 CNG・HB車、EMS・DR機器導入資金（石ト協・全ト協助成対象機器に限る） ③ポスト新長期規制等適合車導入に係る融資 ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車導入資金 ※但し、投資の時期が令和5年4月1日～令和6年3月末日までの期間内であるもの。		
公募期間	令和5年5月8日～令和5年12月25日 (公募期間中申込順に受付し、融資枠に達し次第締め切りとなります)		
融資条件	1会員5,000万円以内（①～③すべて含む） ※応募枠が公募枠を超過した場合、調整させていただく場合があります。 ※前回・再融資の場合、限度額から借入残高を差引いた額が借入金額となります。		
(1) 融資限度額			
(2) 貸出利率	取扱金融機関（商工中金）の所定利率による		
(3) 申込金額	10万円を単位として申込み下さい。（注）消費税は融資対象としますが 自動車取得税・重量税・法定費用等の諸費用（附帯費用）は融資対象となりません。		
(4) 償還期間及び据置期間	対象物件	償還期間	据置期間
	物流施設	10年以内	償還期間のうち6か月以内
	福利厚生施設	※但し、法定耐用年数がそれ 以下場合はその範囲以内	
車両及び機器	5年以内		
(5) 担保・保証人	取扱金融機関（商工中金）の定めるところによる		
利子補給率	融資の種類	期間	利子補給率
	①一般融資	貸出期間1年以上の融資	年0.4%
	②低公害車及び 省エネ関連機器導入		
③ポスト新長期規制等 適合車導入			
取扱金融機関	㈱商工組合中央金庫 金沢支店		

お問合せ （一社）石川県トラック協会（助成・融資事業） TEL 076-239-2284

ご案内

石ト協 第49回定時総会

1. 日 時：令和5年6月7日（水）15：00～
2. 場 所：石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 案内通知：後日、郵送にてお知らせします。

ご案内

プラン2025目標達成 **座学** セミナー

1. 日 時：令和5年6月9日（金）13：30～15：00
2. 場 所：石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 内 容：「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」
講師：SOMPOリスクマネジメント(株)
4. 定 員：60名（先着順、各事業所2名まで）
5. 申込方法：同封の「申込書」にてお申し込みください。
6. そ の 他：本セミナーは、安全性評価事業（Gマーク）の加点対象（管理者1点・運転者3点付与）であり、受講証明書を発行します。

ご案内

第44回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時：令和5年6月17日（土）9：00～
2. 場 所：石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪町2-1）
3. 部 門：①4トン部門 ②11t部門 ③トレーラ部門
4. 競技種目：①学科 ②実科（運転技能、整備点検）
5. 申込方法：同封の「申込書」にてお申し込みください。

ご案内

「ゴミは持ち帰ろう！」ステッカーの配布について

全日本トラック協会では、業界のイメージを甚だしく損ねる原因のひとつとなっている「ゴミのポイ捨て」の対策として、車内貼付用ステッカーを作成しました。

ステッカーの追加配布を希望される方は、石ト協事務局までご連絡ください。



※ステッカーは同封してあります

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

令和5年度運行管理者等講習日程

基礎講習

1. 対象者

- ①新たに運行管理者・運行管理補助者になろうとする者。
- ②運行管理者に選任されている方で基礎講習を受講していない者。
- ③運行管理者試験を受験する方で、事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務経験のない者。

2. 実施機関及び日程・会場

- ①独立行政法人自動車事故対策機構 石川支所

開催日	会場	定員
令和5年6月 6日(火)～ 8日(木)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	92名
6月21日(水)～23日(金)	同 上	92名
11月頃	同 上	92名
12月頃	同 上	92名

自動車事故対策機構のホームページ(<https://www.nasva.go.jp>)の「指導講習予約システム」からお申込みください。

一般講習

1. 対象者

- ①運行管理者に選任されている方で、令和4年度の一般講習を受講していない者。
- ②令和4年度の一般講習終了後に新たに運行管理者に選任された者。
- ③死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所に選任されている運行管理者、行政処分等を受けた営業所に選任されている運行管理者で、受講緩和措置を受けられない者。
- ④運行管理者補助者等をされている方で、受講を希望する者。

2. 実施機関及び日程・会場

- ①独立行政法人自動車事故対策機構 石川支所

開催日	会場	定員
令和5年 6月15日(木)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木町東1400)	92名
7月28日(金)	同 上	92名
9月14日(木)	同 上	92名
10月 4日(水)	ワークパル七尾(七尾市小島町西部1-3)	60名
10月 5日(木)	同 上	60名
10月26日(木)	小松市民センター(小松市大島町丙42-3)	80名
11月頃	金沢市異業種研修会館(金沢市打木町東1400)	92名
12月頃	同 上	92名
令和6年1月頃	同 上	92名
2月頃	同 上	92名

自動車事故対策機構のホームページ(<https://www.nasva.go.jp>)の「指導講習予約システム」からお申込みください。

②日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 東海北陸地域本部

開催日	会場	定員
令和5年 5月27日(土)	小松商工会議所(小松市園町二1)	30名

JL東海北陸地域本部のホームページ(<https://www.jl-tokai.com>)から受講申込書をダウンロードのうえ、FAX(052-589-2276)にてお申し込みください。

【お問い合わせ】日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 東海北陸地域本部
(TEL.052-589-2216)

③株式会社トランテックス

開催日	会場	定員
令和5年 9月 2日(土)	(株)トランテックス本社PRセンター (白山市徳丸町670)	30名
11月18日(土)	同上	30名
令和6年 2月 3日(土)	同上	30名

(株)トランテックスのホームページ(<https://www.trantechs.co.jp>)から受講申込書をダウンロードのうえ、FAX(076-274-8192)にてお申し込みください。

【お問い合わせ】(株)トランテックス 販売支援部(TEL.076-274-2812)

※七尾自動車学校でも開催を予定しております。

※ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の動画配信講習もお申し込みできます。

ご案内**事業報告書・事業実績報告書の提出****お忘れなく!**

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものでありますので、必ず下記の期日までにご提出ください。

1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和4年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和5年7月10日まで(令和4年4月1日~令和5年3月31日)	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ(様式集)からもダウンロードできます。



2. 提出先

(1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10)

(2) 石川運輸支局輸送・監査部門(〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

第24回

SDラリーコンテスト

運動期間：令和5年 7月2日 ▶ 10月9日

無事故 無違反 100日運動

運動達成を目指して、チャレンジしよう!

SD Rally Contest 100 days
without accidents.
Let's challenge!



お申し込みは
6月9日(金)まで
参加申込書は、協会ホームページ
からもダウンロードできます。
<https://www.ishitokyo.or.jp/>

参考情報

SDラリーコンテストへの参加は
**Gマーク認定の
加点対象となります!**



加点項目 (最大5点) ※注：下記は令和5年度の加点項目で変更となる場合があります



運動達成事業所は
石川県トラック協会から
表彰されます

※注：過去に行政、外部機関、
トラック協会から、輸送の安全に
関する表彰を受けたことがある。



運動達成状況を確認するため、
参加者の運転記録証明書
を取り寄せます

※注：当該項目：定期的に「運転記録証明書」
を取り寄せ、事故、違反実態を把握し
て、個別指導に活用している。



表彰式後に
事故防止研修会を
開催します

※注：当該項目：外部の研修機関・研修会へ
運転者等を派遣している。

※実施結果報告書で、事故違反者が含まれるチームの運転記録
証明書は取り寄せません

(公社) 全日本トラック協会 主催

令和5年度

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～

睡眠時無呼吸症候群(SAS)を治療せずに放置すると、

- ☑ 大事故に繋がる
- ☑ 脳・心臓疾患などの重篤な病気を招く

等のおそれがあり、ドライバーの安全と健康の両面に重大な影響を及ぼします。



令和4年4月、国交省の「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正において、SASが疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、疾病名の報告が求められるようになりました。

本セミナーでは、まずSASを正しく理解して、対策を始めていただくためのステップ1から、対策の実効性に繋がる運用面を解説したステップ3までを、事業者事例を紹介しながら段階的に解説します。

	STEP 1 これから始める SAS対策	STEP 2 医療機関の かかり方から 治療まで	STEP 3 効果的な SAS対策の 進め方
前期	5月17日(水)	7月12日(水)	9月13日(水)
後期	11月15日(水)	令和6年 1月24日(水)	令和6年 3月13日(水)

※ 各ステップの内容に応じた「取り組みレベル」は、全ト協ホームページをご確認ください。

※ STEP1～3を順番に受講いただくことをお勧めしますが、ご都合に応じて希望するステップのみの受講も可能です。なお、STEP1～3すべて受講する場合でも、各日程ごとに申し込み登録をお願いします。

時 間：14:00～15:00 (13:30ログイン開始)

場 所：ZOOMを利用したLiveオンラインセミナー

定 員：各100名 定員になり次第締め切らせていただきます

申込方法：全ト協ホームページの下記URL、もしくは右の二次元コードよりお申込みください。

https://jta.or.jp/member/rodo/hcns_top/sas_online.html

申込締切：開催日2日前まで

※なお、本セミナーは、Gマーク(安全性評価事業)申請の対象セミナーではありません。



講 師

NPO法人
ヘルスケア
ネットワーク
副理事長
作本 貞子氏

国土交通省「SAS対策マニュアル改訂版」(2015年8月)執筆、自動車事故対策機構「運行管理者一般講習用テキスト27,29年版」(健康管理部分)執筆等



奥能登支部

21日 第17回全体会議

奥能登支部（新出勝支部長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び運営委員候補者の選出等について協議しました。（輪島市内）



路線部会

21日 第15回路線部会

路線部会（生駒信之部会長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び役員候補者の選出等について協議しました。（石川県トラック会館）



石川支部

26日 第16回全体会議

石川支部（久安常信支部長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び運営委員候補者の選出等について協議しました。（グランドホテル白山）



金沢第二支部

26日 第16回全体会議

金沢第二支部（操川一郎支部長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び運営委員候補者の選出等について協議しました。（金沢ニューグランドホテル）

News Calendar

4月の おもなNEWS

APRIL 2023



労働委員会

1日 集団健診

労働委員会（山田秀一委員長）は、会員従業員の健康診断機会の充実を図るため、集団健診を実施し、35名が受診しました。（石川県トラック会館）



加南支部

20日 第17回全体会議

加南支部（小前田彰支部長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び運営委員候補者の選出等について協議しました。（ホテルビナリオ小松セントレ）



金沢第一支部

21日 第14回全体会議

金沢第一支部（山田秀一支部長）は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画及び運営委員候補者の選出等について協議しました。（金沢市異業種研修会館）

車内ゴミのポイ捨て防止徹底のための 4つのお願い

●道路や駐車施設などへの
ゴミのポイ捨ては絶対に止めよう



●車内のゴミは
必ず事業所に持ち帰ろう



●車内のゴミを管理するために
きちんとしたゴミ袋を用意しよう



●事業所周辺のゴミの清掃や
地域の清掃活動に参加しよう



公共道路を使用して輸送サービスを提供するトラック運送業界にとって、道路環境の美化・保全が責務です。トラックドライバーと運送業界のモラルが問われています。車内ゴミのポイ捨て防止を徹底して下さい。



公益社団法人

全日本トラック協会 都道府県トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

<http://www.jta.or.jp>

※全ト協ホームページにもゴミのポイ捨て対策に係る情報が掲載されています。
全ト協ホームページ>会員の皆様へ>環境対策>ゴミのポイ捨て対策



2023年度安全性優良事業所認定制度

～本年度からWeb申請が始まります～



安全性評価事業（Gマーク制度）の申請受付は、7月1日（土）から7月14日（金）までとなっております。本年度からWeb申請が可能になるなど、Gマーク申請の取扱いが大きく変更となりました。申請要領、申請方法等の詳細は当協会ホームページの「Gマーク」専用ページからご確認ください。



2023年度Gマーク申請に係る主な変更点

1. 申請方法について

- ・従来の窓口への持ち込み申請から、パソコンを通じて行うWeb申請に変更となります。
- ・1～5回目更新のB・E方式、6回目更新の事業所は、Web申請システムへ申請情報を入力し、申請期間に申請ボタンを押すことで申請完了となります。
- ・新規、1～5回目更新のA・C方式の事業所は、上記手続きのほか、評価項目Ⅲ、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する書類を窓口受付期間に提出することが必要となります。

※Web申請システムの稼働期間 5月下旬 ～7月14日（金）
 申請受付期間 7月1日（土）～7月14日（金）
 窓口受付期間 7月3日（月）～7月14日（金） ※土・日を除く

2. 評価項目Ⅰ。「安全性に対する法令の遵守状況」について

- ・評価項目Ⅰ、「安全性に対する法令の遵守状況」の配点が一部変更となります。
- ・「運輸安全マネジメント」の評価が申請書類から巡回指導結果による評価へ変更となります。

小項目	配点変更
運転日報の作成・保存	3点→1点
特定運転者に対する特別指導	1点→2点
健康診断の実施及び記録・保存	1点→3点
運輸安全マネジメント	3点→2点

※巡回指導による評価に変更

3. 評価項目Ⅲ。「安全性に対する取組の積極性」について

- ・評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の自認項目が11項目から4グループ17項目となり、各グループから得意項目を選択できるように変更となります。
- ・各グループから1項目以上の選択・得点が必要です。

令和5年度以降の評価項目と基準点数

1. 運転者等の指導・教育（最大3項目・最低1項目選択：各3点計9点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施（ <u>50%未満は1点</u> ）	3（1）
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（ <u>選任運転者等以外は1点</u> ）	3（1）
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導の実施	3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、指導教育を実施している	3
(1)～(4)から最低1項目、最大3項目を選択（最高9点）※グループの基準点：1点		
2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
	(3) 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
(1)～(3)から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点）※グループの基準点：2点		
3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている	2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施	2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着	2（1）
	(4) ドライバー時間外労働時間960時間以下の先取り	2
(1)～(4)から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点）※グループの基準点：1点		
4. その他（最大3項目・最低1項目選択：各1点計3点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 健康起因事故防止に向けた取組（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS <u>以外</u> ）	1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審（上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
	(4) 過去3年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1
(1)～(6)から最低1項目、最大3項目を選択（最高3点）※グループの基準点：1点		

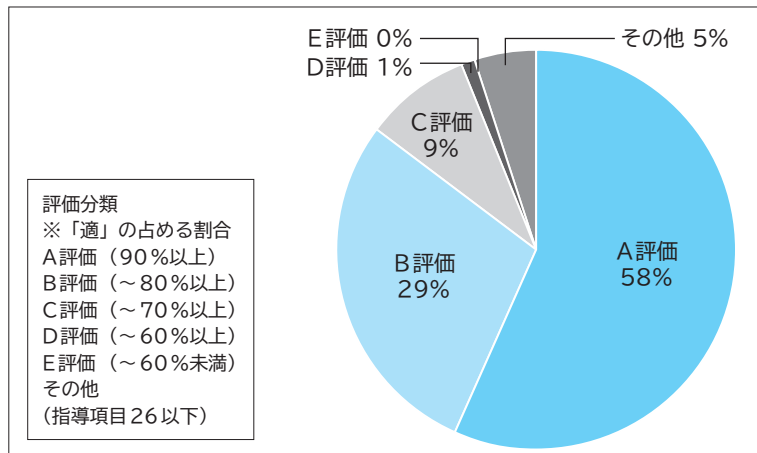
※その他、変更となっている項目もありますので、詳細は当協会ホームページの「Gマーク」専用ページをご確認ください。

※当協会では、Gマーク申請に係る相談所を開設しております。希望される方は電話にてお申し込みください。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

令和4年度巡回指導結果 (事業所巡回件数 295件)

〈総合評価〉



〈主な指導項目〉

指導件数ワースト5

- ①特定の運転者に対する指導の不備 (42件)
- ②過労防止措置の不備 (38件)
- ③特定の運転者に対する適性診断の未受診 (38件)
- ④点呼の実施及びその記録、保存の不備 (34件)
- ⑤整備管理者の講習の未受講 (30件)

特定の運転者に対する特別な指導

◆初任運転者◆

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた運転者

※過去3年間に事業用自動車の運転者として選任されていた者は除く。



初任診断

当該事業者において、初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者。



指導内容

指導項目	時間
表紙①~⑫の内容を座学および実車を用いることにより実施	15時間以上 ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導	20時間以上



実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

◆高齢運転者◆

65歳以上の運転者



適齢診断

65才に達した日以降1年以内に1回受診。
その後、3年以内ごとに1回受診。



指導内容

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法について、運転者が自ら考えるよう指導する。

適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。



実施時期

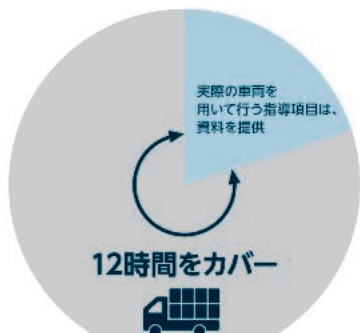
指導は乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

会員限定
無料



国土交通省が定める「初任運転者に対する特別な指導」に対応した

初任運転者の 教育を パソコン・スマホで



国土省が定める12項目
必要学習時間15時間以上の内12時間を学習
※実車教育は除く。



修了証・教育記録を発行

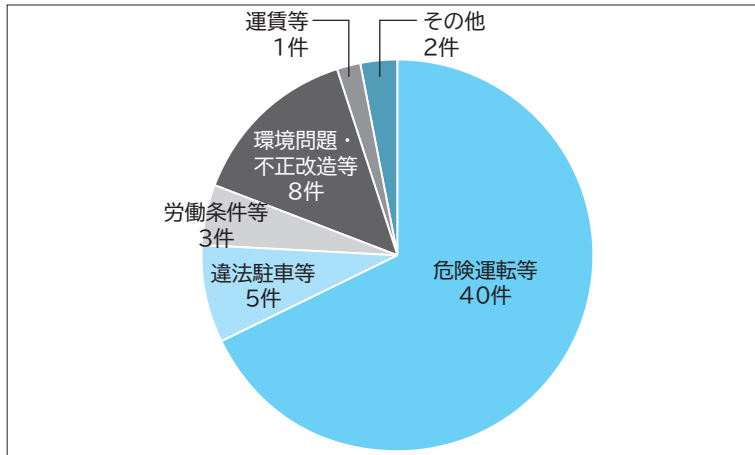


受講予約は、
当協会ホームページから



令和4年度苦情処理に関する取り組み

〈苦情内容内訳〉



〈危険運転に関する内容〉

- ①あおり運転 (15件)
 - ②急な車線変更、強引な割り込み (14件)
 - ③速度超過 (9件)
 - ④信号無視 (4件)
 - ⑤急ブレーキ (3件)
- ※複数該当あり

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで怖く感じるものです。「あおり運転(妨害運転)」は絶対にしてはいけない行為です。

厳罰化!



①妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



②妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

あおり運転の対象となる10種類の違反

 通行区分違反	 急ブレーキ禁止違反	 車間距離不保持	 進路変更禁止違反	 追越し違反
 減光等義務違反	 警音器使用制限違反	 安全運転義務違反	 最低速度違反(高速自動車国道)	 高速自動車国道等駐停車違反

無免許運転に注意!!

再確認の徹底を!

無免許運転
罰則

3年以下の懲役
50万円以下の罰金

免許の種別と運転可能な車種

取得時期によって運転可能な車種が異なります。

取得時期	免許区分	車両総重量
平成19年6月1日まで	普通免許 (現、中型8トン限定)	8トン未満 (最大積載量:5トン未満)
	大型免許	8トン以上 (最大積載量:5トン以上)
平成19年6月2日から 平成29年3月11日まで	普通 (現、準中型5トン限定)	5トン未満 (最大積載量:3トン未満)
	中型	11トン未満 (最大積載量:6.5トン未満)
	大型	11トン以上 (最大積載量:6.5トン以上)
平成29年3月12日以降	普通	3.5トン未満 (最大積載量:2トン未満)
	準中型	7.5トン未満 (最大積載量:4.5トン未満)
	中型	11トン未満 (最大積載量:6.5トン未満)
	大型	11トン以上 (最大積載量:6.5トン以上)

※取得免許より小さい区分の自動車であれば、その免許で運転可能です。

特例

19歳で大型免許が取得可能になりました。 (令和4年5月13日施行)

特別な教習(特例教習課程)を修了することで、
大型免許の受験資格が「19歳以上」かつ「普通免許等の保有1年以上」に短縮できます。



一般社団法人

石川県トラック協会

適正化事業委員会

＋ 労働安全衛生規則の一部改正

(テールゲートリフター特別教育の義務化、昇降設備の設置等)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第104号）が、3月28日（火）に公布されました。

主な改正内容は次のとおりで、本年10月1日（2については令和6年2月1日）から適用されます。

主な改正内容

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

貨物自動車に荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲が、最大積載量2トン以上の貨物自動車となります。（改正前は最大積載量5トン以上）

ただし、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車でも保護帽の着用が義務づけられるのは、あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車など、荷台の側面が開放できるものや、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で、テールゲートリフターを使用するときに限られます。

2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

【特別教育のカリキュラム】

学科教育

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、2時間以上

3. 運転位置から離れる場合の措置の一部改正

走行の運転位置とテールゲートリフターの運転位置が異なる貨物自動車でも、原動機を停止するとテールゲートリフターが動かせなくなるものは、運転者が運転位置を離れるときの原動機停止義務とテールゲートリフターを最低降下位置に置く義務が適用されなくなります。ただし、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置が必要です。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会では、本年5月以降、各都道府県において「改正労働安全衛生規則等説明会」を開催し、今回の改正内容の周知に努めることとしています。

また、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育について、次の準備を進めています。

- ・ テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育用テキストの作成
- ・ 自社内で特別教育を実施することが難しい事業場を対象とした特別教育の実施
- ・ 自社内（事業場内）で特別教育を実施する講師（インストラクター）の養成講座の実施

新規会員のご紹介

プロフィットサポート(株)金沢営業所

代表者名：山内誠久

本社所在地：福井県福井市問屋町 1-41

営業所代表者名：廣瀬久純

〒920-0333 金沢市無量寺 2-43 ロイヤルパレス 102

TEL：076-254-6273 FAX：076-254-6327

車両台数：5台 支部：金沢第二支部

EVENT CALENDAR 5月の行事予定

6日(土)	フォークリフト運転技能講習(石川県トラック会館) ※(Aコース)7日、13日、14日 (Bコース)10日~12日
8日(月)	第9回金沢第三支部全体会議(石川県トラック会館) 第32回金沢第三支部運営委員会(石川県トラック会館)
9日(火)	第8回タンクトラック部会全体会議(石川県トラック会館) 石川県防災総合訓練打合せ会議(能登町役場)
10日(水)	石ト協監査(石川県トラック会館) 2023年度安全性評価事業事前説明会(石川県トラック会館)
11日(木)	春の全国交通安全運動知事メッセージ伝達式(石川県庁) 春の全国交通安全運動街頭キャンペーン(香林坊アトリオ)
12日(金)	第12回能登支部全体会議(能登食祭市場) 第28回能登支部運営委員会(能登食祭市場) 第9回重量部会全体会議(テルメ金沢) 第12回青年部会全体会議(金沢東急ホテル) 高速安協交通安全キャンペーン(徳光PA)
17日(水)	第80回正副会長会・第80回総務委員会合同会議(石川県トラック会館) 第74回表彰式(石川県トラック会館) 第354回理事会・第328回交付金運営委員会合同会議(石川県トラック会館)
18日(木)	はい作業主任者技能講習(石川県トラック会館) ※~19日 トラックドライバーコンテスト打合せ会議(石川県トラック会館)
19日(金)	第16回建設輸送部会全体会議(テルメ金沢) 青年部会物流DX研修会(ホテル金沢)
22日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関月例会議(石川県トラック会館)
24日(水)	陸災防石川県支部第59回通常総会(石川県トラック会館) 石川県貨物運送協同組合連合会総会(石川県トラック会館)
25日(木)	陸災防通常総代会(東京都)
26日(金)	第18回加南支部全体会議(ホテルビナリオ小松セントレ) 省エネ走行研修(愛知県) ※~27日

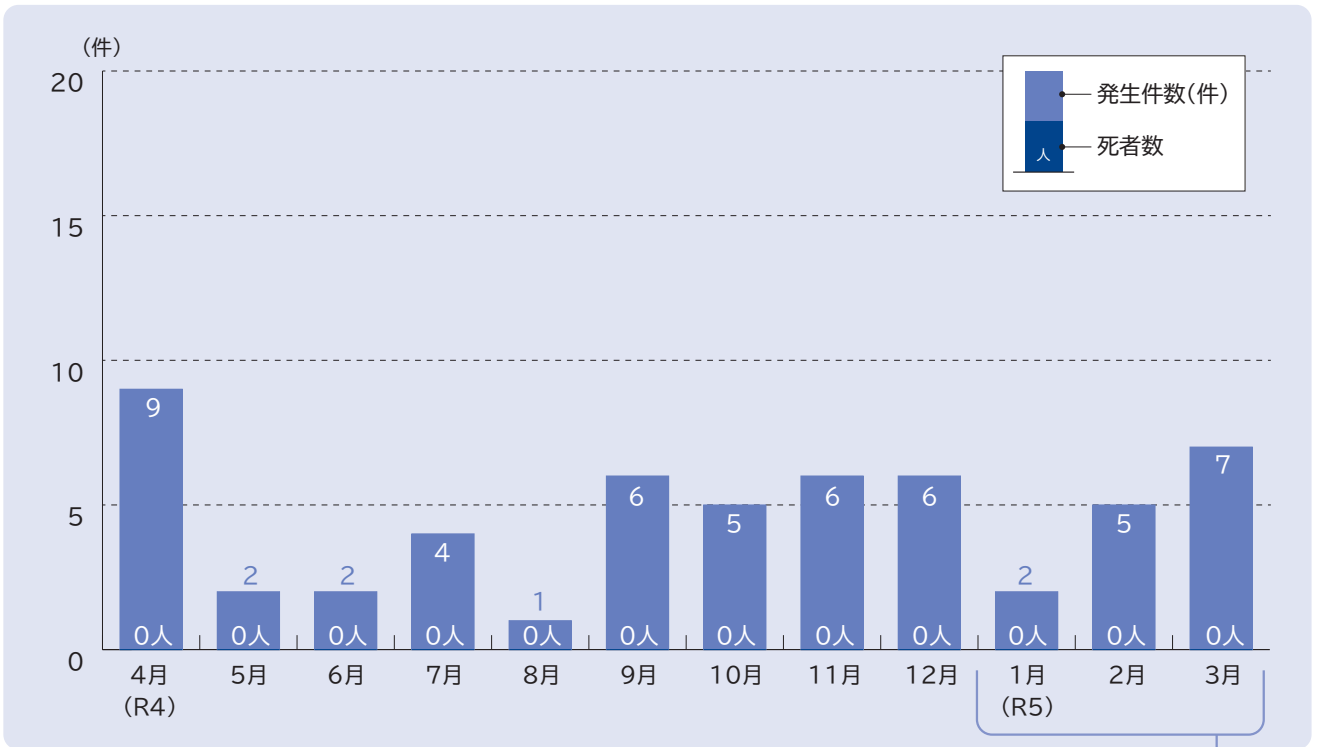
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
13	26	(株)久津運送店 北陸営業所	名称	(株)久津運送店 加賀営業所
23	4	石田運輸(株)	代表者	浅村 英一
25	27	(株)日立物流中部	名称 本社代表者 営業所代表者	ロジスティード中部(株) 長尾 清志 柳 勝也
37	11	(株)エス・ディ・ロジ	本社代表者 本社所在地	杉本 知広 愛知県名古屋市中区東片端町 8



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和5年事故類型別発生状況(1~3月)

	人对車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	1(±0)	0(±0)	8(-2)	2(+1)	0(±0)	1(+1)	1(+1)	1(-1)	0(±0)	0(±0)	14(±0)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

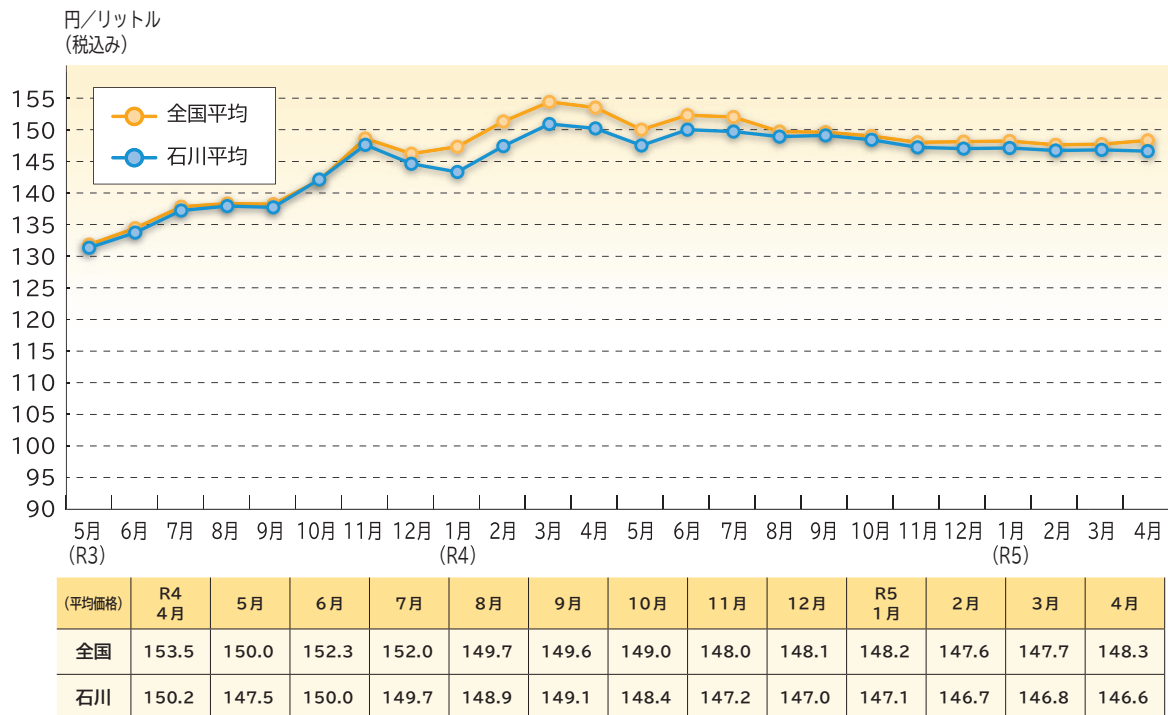
石川県内全車種(乗用車含む) 令和5年交通事故発生状況 1~3月(増減)

発生件数	死者数(人)
511(+39)	8(+2)



軽油価格情報

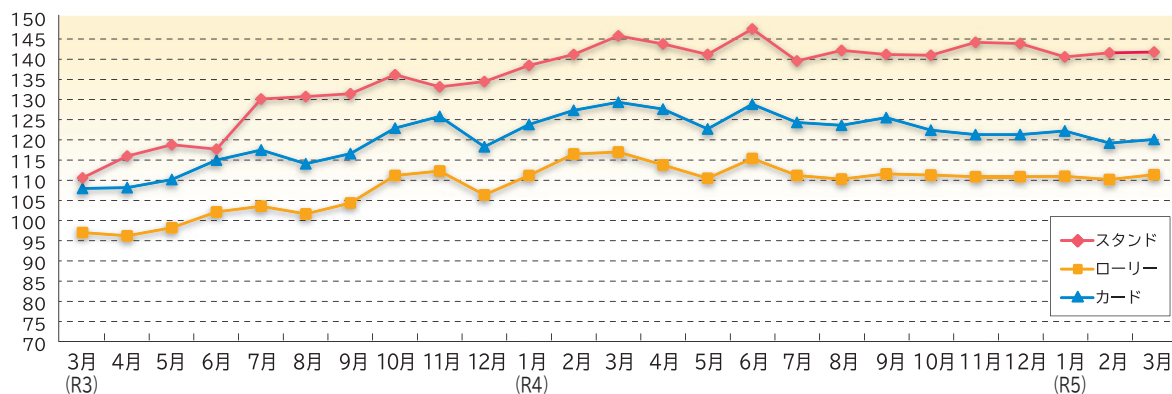
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	R4 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月
スタンド	145.2	143.2	140.6	146.9	139.0	141.6	140.6	140.4	143.6	143.3	140.0	141.0	141.2
ローリー	116.5	113.3	110.0	114.9	110.7	109.8	111.1	110.8	110.4	110.4	110.5	109.7	110.9
カード	128.8	127.1	122.2	128.3	123.8	123.1	125.0	121.9	120.8	120.8	121.7	118.7	119.6
値上げ 要請額	2.2 (9社)	0 (0社)	1.8 (1社)	3.2 (9社)	0 (6社)	0 (5社)	0 (0社)	0 (3社)	0 (2社)	1.4 (2社)	0.5 (3社)	0 (1社)	3.0 (3社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。

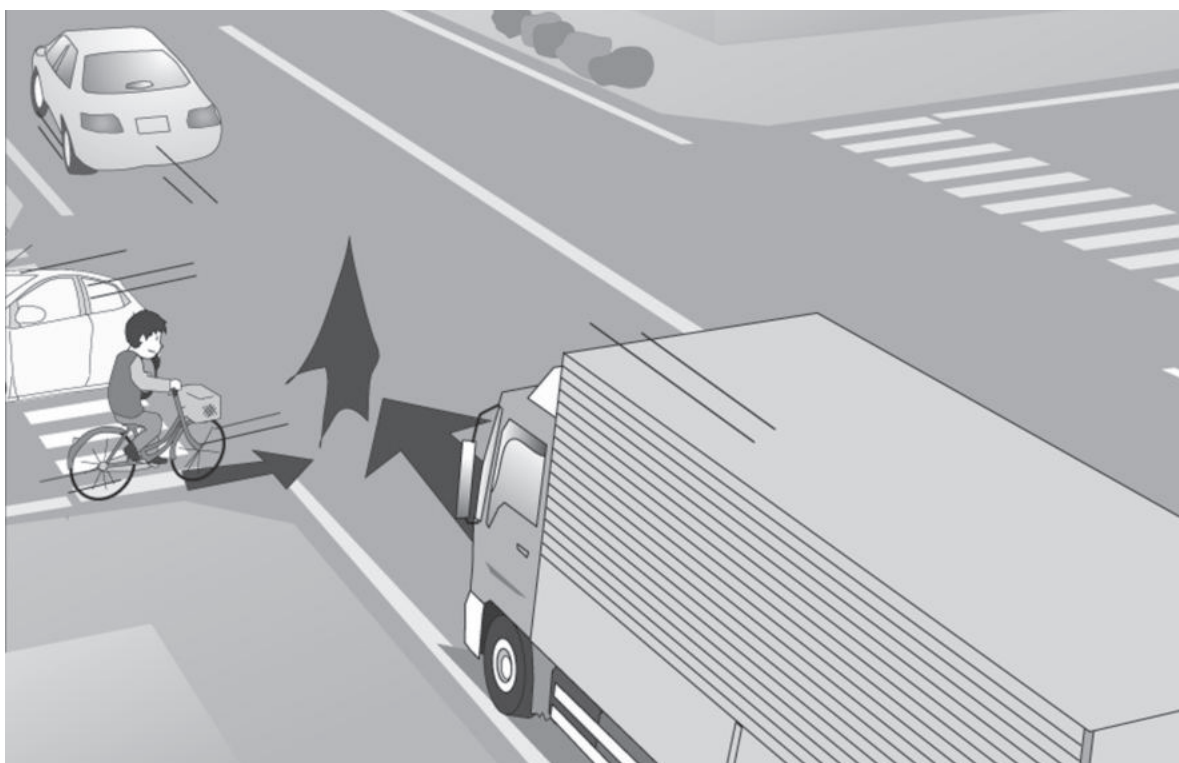
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 Re-Study1

自転車に気付かず衝突

事故の概要

- 発生日時 9月〇日(〇) 午後5時15分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が一日の配送を終え会社へ戻る途中、信号機のない交差点で左側から走行してきた小学生の自転車に気付かず衝突し死亡させたもの。
- 事故当事者 50歳男性 相手側 8歳男性
- 事故原因 運転者は、その日の配送を全て終えて会社に向かって走行していました。途中、ひとつ先の信号交差点から渋滞が続いている交差点に差し掛かり、その手前で停止しました。その直後に交差道路の右側から乗用車が一台、前を横切って行きました。その間に渋滞していた前方が空いていたため慌てて発進したところ、すぐに「ゴトゴト」と音がして何かに乗り上げてしまいました。何かと思い、車両を停止させ確認したところ、自転車と子供が倒れていました。
停止している数秒の間に交通状況は大きく変わります。特に危険が多く集まる交差点では、刻々と変化していくので、動き出す前の一呼吸と安全確認を徹底したいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

小学生男子死亡

総損害額 6,230 万円

■被害概要

- ・被害者の職業 小学生
- ・被害状況 頭蓋骨骨折、外傷性ショックにより死亡

■損害額内容

・逸失利益	3,100万円
・慰謝料	2,200万円
・葬儀費	150万円
・弁護士費用その他	780万円
計	6,230万円

■運転者について

運転免許取消1年の行政処分を受けました。

被害者について

被害者の少年は、父・母・被害者・弟・妹の五人家族でした。

少年が事故に遭ったのは、近くの公園で友達とサッカーをして遊んだ後、友達と別れて自転車に乗って自宅へ帰る途中でした。学校から帰るなり「友達とサッカーをして遊んでくる」と母親に大きな声で告げ、元気よく飛び出して行った少年が、変わり果てた姿で帰ってくるとは、家族の誰もが想像していなかったことでしょう。

少年は三人兄弟の長男で、まだ幼い弟と妹の面倒をよく見るとても優しい子でした。友達も多く、スポーツが得意で中でもサッカーが大好きで、将来の夢はプロサッカー選手になることでした。両親は事故後暫く、少年の死を受け入れることができず、悲しみに暮れる日々を送っていました。又、幼い弟と妹は、少年の死が理解できず、両親にお兄ちゃんはどこにいったのと毎日たずねていました。そんな生活が暫く続きましたが、いつまでも少年の死を悼んでばかりいられず、また、幼かった弟と妹もやっと少年の死を受け入れるようになり、今では、亡くなった少年の思いを胸に日々の生活を送れるようになりました。しかし、残された家族四人は、少年を失った悔しさと悲しみを、これからも一生忘れることができないでしょう。

この事故から学ぶ事

今回の事故の原因は、運転者が交差点の左側から進入してきた小学生の自転車を見落としたことです。

交差点の右側から進入してきた乗用車が車の前を通過する間に、渋滞していた前方が空いてしまったことからあせってしまい、発進する際の左右の安全確認を怠り、交差点の左側から交差点に進入してきた小学生の自転車を発見することができず、今回の事故となりました。

停止している数秒の間に交通状況は大きく変わります。特に危険が多く集まる交差点では、刻々と変化していくので、動き出す前の一呼吸と安全確認を徹底したいものです。

「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーン

5月は『トラック運送業界の美化月間』です。

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、ゴミの不法投棄（ポイ捨て）対策として「**ゴミは持ち帰ろう！**」キャンペーンを実施します。

各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて、車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止に取り組みましょう。

（公社）全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」ウェブサイト



終業点呼時に
ひと声かけましょう！

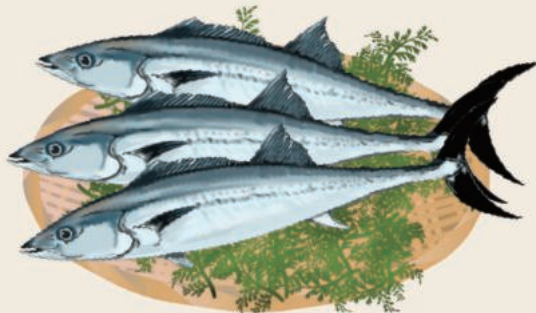
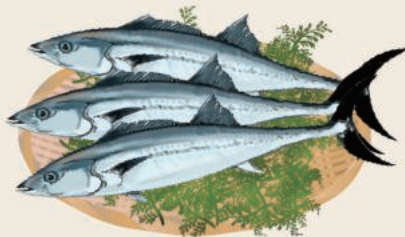
車内のゴミは
持ち帰りましたか？



旬の

「じねもん」
味わいまっし！

JIWAMON



成長とともに
名を変える出世魚

さわら
「鱧」

名の通り「鱧」は春の魚と称されます。成長とともに呼び名が変わる出世魚で、50cm以下のはサゴシ、50～70cmのものはヤナギ、それより大きいものはサワラと呼ばれています。石川県では今までほとんど漁獲のない魚でしたが2000年ごろから急激に増加しました。

そんな春の魚と称されるサワラですが、秋頃の成長したサワラも脂肪を蓄えた濃厚な味になっていて美味です。焼き物、揚げ物、ムニエル等いろいろな料理ができるサワラをぜひご賞味してはいかがでしょうか。